

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成24年 7月 26日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区壬生花井町3番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 日本写真印刷株式会社 代表取締役社長 鈴木 順也 電話 075 - 811 - 8111					
主たる業種	細分類番号 1 5 1 3						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	環境マネジメントシステムをレベルアップさせ、環境目的・環境目標の設定・実施・見直しにより継続的改善に努める。(環境方針で電気・ガスの効率的な使用による地球温暖化防止を重点項目に挙げている。また毎月の環境保全委員会で関係会社を含めた全部門の取り組み状況を報告する。)						
計画を推進するための体制	部門(各職場)ごとに電気・ガスエネルギーの効率的な利用を行いCO2原単位発生比率5ポイント低減。月例の環境保全委員会にて進捗状況の確認・報告を行なう。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,153.9 トン	3,311.0 トン	トン	トン	5.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,153.9 トン	3,311.0 トン	トン	トン	5.0 パーセント	
実績に対する自己評価		本社・亀岡事業所どちらも共通して年2%の削減を推進・設定値とした。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場・事務所	事業活動に伴う排出の量 (占有面積×人数)	91.63	82.84			-9.59 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		閉鎖した工場分の維持管理エネルギーによるCO2排出量が追加されたが、部門での省エネ取り組み推進により、原単位目標2%削減を達成できた。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		50.0 パーセント	50.0 パーセント	パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	蛍光灯の間引きを継続。 2UP・3DOWN階段利用によるエレベーター使用抑制。					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施した措置	措置の内容	一部の(マイカー)通勤者に対して公共交通機関の使用を推奨する。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	実質的に強制は困難であるため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	廃棄物ゼロエミッションの継続 本社構内緑化の推進 京都モデルフォレスト運動に会員参加、間伐活動にも参加している。						
特記事項	平成22年より現状の日本写真印刷株式会社単体で報告しています。従って、基準年度は平成22年度(単年度)となります。また、平成23年度に一部工場が閉鎖され維持管理のためのエネルギー使用量が追加されています。						

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。